

「福祉・教育のてびき」

子ども版

—障害・支援の必要な子どもたちのために—

第6版



枚方市キャラクター

ひこほしくん

枚 方 市
令和7年3月

はじめに

このてびきは、障害や発達上の支援が必要な子どもたち、そしてそのご家族のために、今、枚方市内で受けられる公的な制度や支援の内容、相談できる機関等をまとめた枚方市内版のガイドブックです。

「こんな相談はどこでできるのか」「子どもに療育を受けさせたいがどうすればいいか」「自分の子どもが利用できるサービスはあるのか」など、さまざまな「困った」時に活用していただけるように、私たちが集められる情報をまとめ、枚方市障害児等関係機関連絡会議が作成したものです。

平成15年に初版を発行後、制度や状況の変化に応じてこれまで4回の改訂を行ってきました。今回、令和2年の第5版発行後の変化を踏まえ、現在の状況に合わせて新たに第5版を発行することになりました。

公的制度等につきましては、「福祉のてびき」(枚方市障害福祉担当発行)掲載のうち、18歳未満の子どもとその保護者にかかわる制度のみ抜粋し、制度の全容は掲載していません。

また、このてびきの内容は概略的なものですので、必ず各担当窓口でお尋ねください。

このてびきを、さまざまな場面でみなさまのお役に立てていただけると幸いです。

年齢別 相談・支援MAP

	生後 	入園後 (保育所(園)、認定 こども園、幼稚園)	小・中学校 	中学校卒業後 ～18歳まで
健診	乳幼児健康診査(まるとこどもセンター) P1 親子教室(まるとこどもセンター) P2 二次健診(まるとこどもセンター) P1			
子どもを預ける			オープンスクエア(放課後子ども課) P11 留守家庭児童会室(放課後子ども課) P11 子育て短期支援事業(まるとこどもセンター) P2 子育ての有償ボランティア(ファミリーサポートセンター) P4	
通学・通園中の支援		支援教育(幼稚園) P8 障害児保育制度(保育所・園) P6 巡回・保育相談(ひらかた子ども発達支援センター) P6 幼稚園の巡回相談(公立保育幼稚園課) P7 [市外]大阪府立生野聴覚支援学校幼稚部 P6 [市外]大阪府立大阪北視覚支援学校幼稚部 P6 就学相談(支援教育課) P8	支援学級・通級指導教室(小・中学校) P8 支援学校 P9 ルポ(児童生徒課) P8	高等支援学校(職業学科) P10
子どもについての相談	子育て相談・親子の広場(ファミリーポートひらかた) P4 個別発達相談(まるとこどもセンター) P1 18歳未満の子育てや親子関係などの相談(まるとこどもセンター) P2 [市外]子どもや家庭についての相談(中央子ども家庭センター) P3 療育相談(まるとこどもセンター) P1			教育相談(教育文化センター) P8
障害に関する相談	相談支援事業所(ひらかた子ども発達支援センターなど) P2 [市外]発達に関する相談(アクト大阪) P3			障害者相談支援センター P3 基幹相談支援センター P3

	生後 	入園後 (保育所(園)、認定こども園、幼稚園)	小・中学校 	中学校卒業後 ～18歳まで
療育・発達支援		幼児ことはの教室(公立保育幼稚園課) P7 就園児すくすく(ひらかた子ども発達支援センター) P5		
	すくすく(ひらかた子ども発達支援センター) P5			
	[市外]乳幼児教育相談(大阪府立北視覚支援学校こぐま教室) P6			
	すぎの木・なのはな(ひらかた子ども発達支援センター) P5			
	自閉症療育センターLink P6			
	児童発達支援 P6		放課後等デイサービス P11	
		保育所等訪問支援(市立ひらかた子ども発達支援センターなど) P6・11		
	居宅訪問型児童発達支援(市立ひらかた子ども発達支援センターなど) P6			
	外来リハビリテーション(ひらかた子ども発達支援センター) P5			
手当・助成				
	手帳(療育・身体障害者・精神保健福祉) P12・13・14			
	医療費の助成 P19・20・21			
	障害児福祉手当 P23			
	大阪府重度障がい者在宅生活応援制度 P23			
	特別児童扶養手当 P2・23			
	大阪府障害者扶養共済(保険) P23			
	日常生活用具の給付 P24			
	補装具や補聴器の交付と修理と貸付 P24			
医療	税の減免 P25			
	公共料金・交通運賃等の割引 P26・27・28			
	障害児歯科診療 P22			
	市立ひらかた病院 P3			

※令和7年3月時点の内容で作成しています。

目次

1. 相談窓口.....1	5. 医療.....19
枚方市 健康福祉部 障害支援課	医療費の助成
枚方市 まるっとこどもセンター	見舞金
市立ひらかた子ども発達支援センター	障害児歯科診療
枚方市 保育幼稚園入園課	夜間救急
枚方市 公立保育幼稚園課・私立保育幼稚園課	休日急病
枚方市 放課後子ども課	休日歯科急病
枚方市 医療助成・児童手当課 児童手当係	
枚方市 医療助成・児童手当課 医療助成係	
枚方市教育委員会 支援教育課	6. 日常生活に利用できるサービス.....23
大阪府立交野支援学校	手当
大阪府立枚方支援学校	年金
大阪府立生野聴覚支援学校	日常生活用具の給付
大阪府立大阪北視覚支援学校	補装具の交付と修理
大阪精神医療センター	難聴児への補聴器交付
大阪府中央子ども家庭センター	税の減免
大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか	公共料金等の割引
基幹相談支援センター	市立有料施設利用料の減免
障害者相談支援センター	交通運賃等の割引
社会福祉法人大阪水上隣保館ファミリーポートひらかた	その他
ファミリーサポートセンター	障害者総合支援法による障害福祉サービス
	児童福祉法による障害児支援
2. 乳幼児期に利用できる療育・保育施設.....5	
専門療育機関	7. 関係機関一覧.....32
保育所（園）・幼稚園での保育・教育	枚方市役所等
その他	認可保育所（園）・認定こども園
	幼稚園
	小学校・中学校・高等学校
3. 教育機関と学童期に利用できる制度.....8	
地域の学校・園	
府立支援学校	
職業学科のある高等支援学校	
その他	
学童期に利用できる制度	
4. 手帳.....12	
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
障害の種別・等級別制度一覧	

1 相談窓口

枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害支援課

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付をはじめ各種制度、施策に関する相談を行っています。

枚方市 まるっとこどもセンター

妊娠期から出産期の相談・乳幼児の子育て相談

乳幼児健康診査、個別発達相談、保健師による乳幼児健康相談・電話相談や家庭訪問を行っています。

未熟児や障害児について保健師による家庭訪問などで相談に応じています。小児慢性特定疾病や障害児について、療育相談を行っています。

●乳幼児健康診査

新生児聴覚検査

対象	原則生後2～4日
実施場所	大阪府内・京都府内の委託医療機関、大阪府内の助産所。他で受検された場合は検査費用の一部を払い戻し。
備考	検査当日に母親が枚方市民母子健康手帳の受検票を持参。

乳児一般(1か月児)健康診査

対象月齢	1歳未満の乳児
実施場所	大阪府内の医療機関
備考	母子健康手帳別冊の受診票を持参。 1回のみ。

4か月児健康診査

対象月齢	4か月児
実施場所	まるっとこどもセンター
備考	個別通知します。



乳児後期健康診査

対象月齢	9か月～1歳未満
実施場所	指定医療機関
備考	受診票は4か月児健康診査時にお渡しします。

1歳6か月児健康診査

対象月齢	1歳7か月～2歳未満
実施場所	まるっとこどもセンター
備考	個別通知します。

2歳6か月児歯科健康診査

対象月齢	2歳6か月～3歳未満
実施場所	まるっとこどもセンター
備考	個別通知します。

3歳6か月児健康診査

対象月齢	3歳6か月～4歳未満
実施場所	まるっとこどもセンター
備考	個別通知します。

●二次健診

各健診や保健師のかかわりの中から専門的な観点からの健診が必要と思われる児を対象に、小児神経等専門の医師の診察や発達相談などを予約制で行っています。

●療育相談

18歳までの身体に障害をお持ちの方、小児慢性特定疾病等をお持ちの方とその保護者・学校関係者などを対象に、小児整形外科医師・歯科医師・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・発達相談員・保育士・保健師による療育相談を月1回程度行っています（要予約）。

●個別発達相談

言葉や発達に関すること、子育てに関する悩みについて心理相談員が個別に相談を行っています（要予約）。

●親子教室(乳幼児健康診査事後指導事業)

乳幼児健診等の事後指導事業として、おもに1～2歳児の子どもとその保護者を対象に、週1回親子で通いながら、遊びと育児の支援を行っています。

18歳未満の子育てや親子関係などの相談

子どもとの接し方・親子関係・友達関係・発達・行動上の問題など、18歳未満のお子さんについての様々な相談に専門の相談員が応じます。まずは電話でご相談ください。

子育て短期支援事業に関すること

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の申込みを行っています。また、児童虐待防止についてのご相談も行っています。

市立ひらかた子ども発達支援センター

相談支援事業所 育(はぐ)

0歳から18歳までの発達に関する相談や発達支援について、子どもや保護者・家族とともにどのような支援が有効なのかを一緒に考えます。

(1) 一般相談

子どもの発達に関する日常生活上の心配や不安について、解決に向けた取り組み方法を一緒に考えます。

例えば、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、事業所の利用をはじめ、様々な機関の紹介等を行います。

(2) 障害児相談支援

計画相談では、受給者証の発行に必要な「サービス等利用計画・児童支援利用計画」の作成をします。また、各事業所との連携も行います。

枚方市 保育幼稚園入園課

保育の利用に関する相談および幼稚園の入園・預かり保育に関することの相談を行っています。

枚方市 公立保育幼稚園課・私立保育幼稚園課

公私立保育所(園)等では、育児相談、地域開放事業、0・1歳児のふれあい体験事業、私立保育所(園)では一時預かりを行っているところもあります。

また、地域子育て支援拠点では子育て中の親子への支援(親子の交流の場の提供、あそびのイベント実施、子育て情報の提供)や子育てサークルを対象に活動場所・交流の場の提供を行っています。ファミリーサポートセンターでは子育ての相互援助事業を行っています。

公立保育所・幼稚園に関する問い合わせ…公立保育幼稚園課

上記以外に関する問い合わせ…私立保育幼稚園課

枚方市教育委員会 放課後子ども課

留守家庭児童会室の入室申し込み及び放課後オープンスクエアの利用登録を受け付けています。

枚方市 医療助成・児童手当課 児童手当係

特別児童扶養手当の申請を受け付けています。特別児童扶養手当とは、20歳未満で政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方(養育者)が受給できる手当です。

枚方市 医療助成・児童手当課 医療助成係

子ども・重度障害児等の医療費の助成の手続きに関する相談・申請を受け付けています。

枚方市教育委員会 支援教育課

就学に向ける相談・教育相談・就学手続きを行っています。

大阪府立文野支援学校(肢体不自由)

就学に向ける相談・教育相談等を行っています。

大阪府立枚方支援学校(知的障害)

就学に向ける相談・教育相談等を行っています。

大阪府立生野聴覚支援学校(聴覚障害)

就学に向ける相談・教育相談等を行っています。

大阪府立大阪北視覚支援学校(視覚障害)

就学に向ける相談・教育相談等を行っています。

市立ひらかた病院

15 歳未満の小児を対象に専門医による発達相談を行っています。初診・再診ともに予約制です。

大阪府中央子ども家庭センター

18 歳未満の子どもに関する様々な相談、概ね 25 歳までの青少年相談、及び DV 相談。

大阪府発達障がい者支援センター

アクトおおさか

発達障がいのある方々が、身近な地域で生涯にわたって自分らしく豊かに暮らしていける社会をめざして、発達障がいの理解や支援方法の普及と、一貫した支援体制の構築のために以下のような事業を行っています。

・相談支援

発達障がいと診断された、もしくは疑いのある方や、ご家族・関係機関の方からの相談をお受けしています。

＊診断・心理検査・通所による療育やプログラムなどは行っておりません。

・就労支援

今後の就労や現在勤めている職場に関する相談をお受けしています。就労に向けて必要な事柄と一緒に整理したり、利用できる就労支援制度やサービス等の情報提供を行っています。

＊就職の斡旋や就労訓練は行っておりません。

・機関コンサルテーション

発達障がいと診断された、もしくは疑いのある方に携わる支援機関からのご相談をお受けしています。

・関係機関との連携・支援体制の構築

ライフステージを通じた一貫した支援体制づくりのために、関係機関とのネットワーク構築や、発達障がいのある方やそのご家族のニーズから新たな事業提案をしています。

・普及・啓発

発達障がいのある方やそのご家族を支える支援者や府民の方を対象にした研修会を実施しています。まずは、電話相談時間内にご連絡ください。

電話相談時間は、火～金 13:30～16:30（＊祝日・年末年始を除く）となります。

TEL 06-6966-1313

＊最新の情報は、ホームページにてご確認ください。

<https://act-osaka.org>

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターでは、地域の相談拠点として、総合的な相談業務及び地域の相談支援事業所への専門的な指導や地域移行・地域定着促進の取り組み等を行い、地域の相談支援体制強化の取り組み等を総合的に行っています。

また医療依存度の高い障害児等の相談にも応じています（パーソナルサポートひらかた）。

基幹相談支援センター

- パーソナルサポートひらかた
TEL：848-0508
FAX：894-7920
住所：中宮山戸町10-12-105
- 地域支援センター ゆい
TEL：894-7470
FAX：894-7471
住所：上島東町14-1 上島御浜ビル2階
- 相談支援センター 陽だまり
TEL：809-0015
FAX：809-0015
住所：交北2-7-15

障害者相談支援センター

障害者相談支援センターでは、地域活動支援センターを併設し、それぞれのセンターの特性や地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供しています。

- 障害者相談支援センターわらしべ（身体）
TEL：868-1301
FAX：868-3305
住所：長尾谷町1-101-1
- 地域生活支援センター にじ（知的）
TEL：090-8216-4911
FAX：845-1451
住所：伊加賀西町52-12
- クロスロード（精神）
TEL：843-4100
FAX：843-4100
住所：川原町9-4 第2浜田ビル2階

社会福祉法人大阪水上隣保館
ファミリーポートひらかた

- 地域子育て支援拠点
ファミリーポートひらかたでは、子育て中の親子が安心して自由に遊べる「広場」の運営や、親子向け・支援者向けの講座などを開催し、地域に根ざした子育て情報を発信しています。その他、子育てに関する相談も受けています。広場に来園しての個別相談は要予約。
- 子育ていつでも電話相談
24 時間子育て相談を受けています。
子育て相談専用電話：TEL 850-7337
- ひらかた子育てサポーターまいまい
子育てサポーターの紹介などを行っています。
受付時間
月・火・木・金 9 時 30 分～17 時
土 9 時 30 分～15 時
水・日祝 休み

TEL：850-4400

ファミリーサポートセンター

枚方市ファミリーサポートセンター(ファミサポ)は、育児の援助が必要な子育て家庭と、援助できる人を結ぶ有償ボランティアの会員組織です。

生後3カ月から12歳までの子どもが対象で預かりや送迎のサポートを受けられます。利用には事前登録(無料・予約制)が必要です。

2歳未満の子どもの保護者を対象に、無料体験クーポン(1時間券×5枚)を交付しています(利用期限は、子どもが満2歳に達するまで)。

TEL：805-3522



2 乳幼児期に利用できる療育・保育施設

専門療育機関

子どもの健やかな成長を援助するための療育や自立支援あるいは治療等を行う施設には、次のようなものがあります。通園施設の入所を希望される方は、各施設にご相談ください。

●発達に支援の必要な子どもに関して

児童発達支援センター 市立ひらかた子ども発達支援センター

1. 通所支援事業

(1) すぎの木

知的発達の遅れや発達障害がある幼児（3～5歳児）を対象に、子どもの発達の状況に応じ、日々の生活や遊びを通して、小人数の集団保育の中で支援を行います。子どもの状況によってセラピー（理学療法、作業療法、言語聴覚療法）も行います。

定員 60 名、単独通所。

通所時間 月～金

午前 9 時 30 分～午後 3 時

通所バスによる送迎または自主通所。

(2) なのはな

運動発達の遅れや障害のある乳幼児（0～5歳児）を対象に、医療（小児科・整形外科）、セラピー（理学療法・作業療法・言語聴覚療法等）と保育による支援を行います。

定員 50 名、親子通所。

通所時間 月～金

午前 9 時 45 分～午後 2 時 30 分

自主通所。自主通所が困難な場合はタクシーや福祉移送サービスによる送迎。

2. 保育所等訪問支援事業

発達に支援が必要な子どもが所属する集団（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等）に訪問支援員が訪問し、子どもが集団生活に適應するための支援を提供するものです。子どもへの直接支援や、集団の担当者へのアドバイス等を行います。

訪問期間は3～6か月で、最大6回まで訪問を実施します。

3. 居宅訪問型児童発達支援事業

通所支援を利用するための外出が著しく困難な重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

＊以上「1～3」のサービス利用には、障害支援課が発行する受給者証が必要です。

4. 地域子育て支援事業

すくすく

運動面の遅れや知的な遅れなど、発達に支援が必要な子どもと保護者を対象に、保育士による個々の発達に応じた遊びを小グループで提供し、保護者同士の交流、子育て支援等を行なっています。

・未就園児：概ね0歳児～2歳児で週 1 回～2 回、午前 9 時 45 分～午前 11 時 30 分

・就園児：概ね4歳児～5 歳児で週 1 回（1 クール・12 回コース）、午後 2 時 45 分～午後 4 時 30 分

5. リハビリテーション

医師の指示のもと、個々の状況に応じた理学療法・作業療法・言語聴覚療法を行ないます。

一人当たり概ね月 1 回、40 分程度実施します。

6. 懇談会・講座

(1) すくすく懇談会

保育所や幼稚園に通う障害や発達の遅れのある子ども（当子ども発達支援センターの通所支援を利用している子どもを除く）の保護者を対象に、月 1 回程度、保護者の意見交換や学習会等を開催しています。

(2) 子育て講座

障害や発達の遅れのある子どもの保護者を対象に、講座を開催しています。講座を通して、障害や発達について理解を深めてもらい、子育てに対する不安や悩みを軽減することや、子どもの成長・発達に見通しを持ち、日々の生活を豊かにすることを目的としています。

自閉症療育センターLink

枚方市が社会福祉法人北摂杉の子会に「発達障害療育等支援事業」を委託し、自閉スペクトラム症の児童および保護者の方を対象に「個別療育と保護者支援」を行っています。

スタート時には、行動アセスメントを行い、一人ひとりの得意・不得意や興味等を把握し、家族や本人のニーズに基づいた療育を行います。また、学習面や余暇の過ごし方、人とのコミュニケーションの仕方や日常生活を送る上で、どこにつまづいているのかを毎回の療育を通して丁寧に見ていきます。その評価を基に、一人ひとりに合った支援グッズの作成や環境の工夫を行うことで、自立した行動が増え本人の自信や達成感につながります。幼児期・学齢期に毎日を楽しく安心して過ごせることは、将来の生活にも大きく影響します。

保護者においては、困りごとの相談や療育の様子を実際に見てフィードバックを行い、家庭生活や子育ての関わり方に活かせるようにしています。

●児童福祉法に基づく療育・支援

指定障害児通所支援事業者等が以下の支援を行います。事業所は市内に複数あります。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することができない重度の障害児の居宅に訪問して発達支援を提供します。

医療型児童発達支援

児童発達支援の内容に加え、医療を提供します。

保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。

障害児相談支援

障害児通所支援のサービス利用に向けての相談や障害児支援利用計画の作成をします。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

福祉型障害児入所支援

主に重度・重複障害児を対象に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与などを提供します。

医療型障害児入所支援

福祉型障害児入所支援の内容に加え、医療を提供

します。

▲問い合わせ

大阪府 地域生活支援課 発達障がいグループ

TEL：06-6944-9179

FAX：06-6944-2237

大阪府 中央子ども家庭センター

TEL：072-828-0161

FAX：072-828-5319

●視覚障害のある子どもに関して

大阪府立大阪北視覚支援学校幼稚部

対象は3歳児からです。家庭の収入に応じて就学奨励費が支給されます。なお、0歳からの『こぐま教室』は、本校幼稚部の毎日の保育の中で積み上げた楽しい取り組みと一緒に体験したり、「子育ての知恵や工夫」をお伝えしたりしながら、仲間づくりをしていただく「子育て支援教室」です。

子どもが、目に障がいがあることでお悩みのお母さん、一人で悩まずにご一緒に考えましょう。『こぐま教室』で、親も子も、たくさんお友だちを見つけてください。

所在地 大阪市東淀川区豊里 7-5-26

●聴覚障害のある子どもに関して

大阪府立生野聴覚支援学校幼稚部

3歳児からが対象です。補聴器をつけ、保有する聴覚を活用しながら、コミュニケーション手段を育て豊かなことばの基礎がつけられるように、幼稚園教育を基本に置きながら個々に応じた専門的な教育を行っています。家庭の収入に応じて就学奨励費が支給されます。なお、0歳からの教育相談も実施しています。

所在地 大阪市生野区桃谷 1-2-1

保育所(園)・幼稚園での保育・教育

●保育所(園)での障害児保育

障害児保育制度を利用して保育所(園)等に入所した児童等に対して、市立ひらかた子ども発達支援センターやまるっとこどもセンターが連携して巡回相談・保育相談を実施しています。

▲問い合わせ 市立ひらかた子ども発達支援センター

●幼稚園での支援教育

公立幼稚園

市内に居住する小学校就学前3年以内の幼児を、定員内で受け付けています。配慮を要する幼児の就園にあたっては、幼児の状況の把握に努め、必要な配慮を行っています。また、子どもに関する相談（巡回相談）を実施しています。

入園や就学に向けての教育相談の窓口は、各幼稚園です。

▲問い合わせ 各幼稚園

私立幼稚園

各幼稚園に直接相談してください。園によっては「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を申請し加配教員の配置等を行っている園もあります。

その他

幼児ことばの教室

市内の公立および私立幼稚園・保育所等に在籍している言語障害（吃音・構音障害等）がある5歳児を対象に、訓練・指導を行っています。場所は、教育文化センター内のことばの教室です。

▲問い合わせ 各幼稚園・保育所（園）・認定こども園



3 教育機関と学童期に利用できる制度

地域の学校・園

●支援教育の推進

枚方市内の幼・小・中学校では、発達障害（LD・ADHD・自閉スペクトラム症等）の子どもたちへの支援のために、支援教育コーディネーターの教員を指名しています。子どもたちの理解を深め、具体的な支援をすすめていくために、学校・園内委員会を設置し、研修会の開催等に取り組んでいます。

▲問い合わせ 各学校・園

●就学相談

次年度、小学校へ就学予定の保護者対象に教育委員会の担当者と面談を行います。一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる学びの場や教育環境、支援のあり方について相談や小学校の見学をすすめていきます。

校区の小学校の支援学級への入級や支援学校への就学を検討している方は必ず就学相談の申込をお願いします。

▲問い合わせ 枚方市教育委員会 支援教育課

▲申し込み 各園所

●教育相談(発達・不登校等)の取り組み

教育文化センターでは、枚方市在住の小中学校在籍の不登校の状態にある児童・生徒を対象に、学校園とも連携し相談及び支援を行う教育支援センター「ルポ」があります。また、枚方市内の学校園の幼児・児童・生徒に関する専門家による教育相談（発達・不登校等）や就学前の子どもを対象とした「幼児ことばの教室」を実施しています。

▲問い合わせ 教育支援センター「ルポ」

または各学校・園

●機能回復訓練士の巡回指導

肢体不自由の児童・生徒に対して、理学療法士が学校を訪問し、姿勢保持やストレッチの方法等の相談・指導を支援学級担任等に行います。

▲問い合わせ 各学校

●通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍する言語やコミュニケーションおよび聴覚等に比較的軽度な障害のある児童・生徒のために設置された教室です。

在籍している学校に通級指導教室が設置されている場合は、決まった曜日、時間に週に1時間程度自校で指導を受けます。在籍している学校に設置されていない場合は、放課後に保護者同伴で通級指導教室が設置されている他の学校で週に1時間指導を受けます。指導は、一人ひとりの子どもの状態、気持ち等を大切にしながら、その子どもに合わせて個別あるいは少人数のグループで行います。

対象設置校

通級指導教室(小学校 31 校)

枚方小・枚方第二小・蹠跢小・香里小・開成小・五常小・春日小・桜丘小・山田小・明倫小・殿山第一小・殿山第二小・津田小・氷室小・牧野小・交北小・中宮小・小倉小・磯島小・蹠跢西小・樟葉西小・津田南小・川越小・船橋小・菅原東小・山田東小・平野小・長尾小・伊加賀小・西長尾小・禁野小

通級指導教室(中学校)

全 19 中学校

友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションや話し方など言葉に関する学習を行います。通級による指導により力をつけ、通常の学級で学ぶ際にその力を発揮できることをめざします。

難聴通級指導教室(教育文化センター内)

教育文化センター内に設置している難聴通級指導教室にて指導を行っています。

聴覚に障害のある児童・生徒に対して、発音・発語学習、読話学習、手話学習等を行い、話し言葉や文章の理解力・表現力を補うための指導を行います。

▲問い合わせ 各学校

●支援学級

支援学級は、障害があるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対し、きめ細かな指導を行うために、小学校および中学校の中に設置された少人数の学級です。個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、適切な配慮のもとに児童・生徒の実態に応じた適切な教育を行います。

▲問い合わせ 各学校

●院内学級(病弱・身体虚弱学級)

院内学級は、入院している児童・生徒の学習面の空白を補い、退院後の学校生活にスムーズに戻るように、病院内に設置されている支援学級です。

枚方市では、市立ひらかた病院内(禁野小・第一中)及び星ヶ丘医療センター内(桜丘北小・桜丘中)に院内学級を設置しています。

▲問い合わせ 上記病院及び院内学級担当者

●支援学級等就学奨励費の支給

心身に障害のある児童・生徒の保護者に対し、当該児童・生徒の就学の奨励を図ることを目的として支給します。(一定の制限があります。)

▲問い合わせ 枚方市教育委員会 学校支援課

府立支援学校

●大阪府立交野支援学校

肢体不自由児童・生徒対象。小学部・中学部・高等部があります。医療的ケアの必要な児童・生徒も在籍しています。通学バス、給食があります。通学が困難な児童・生徒には、教員が家庭を訪問して、教育を行う制度(訪問教育)もあります。

自立活動(身体や手指の動きやコミュニケーション、摂食などの個々の課題)の指導や、各教科の指導、日常生活の指導等を行っています。運動会や発表会、校外学習等の行事もあります。

●大阪府立枚方支援学校

知的障害児童・生徒対象。小学部・中学部・高等部があります。通学バス、給食があります。自立活動(日常生活での身辺自立やコミュニケーション等)の指導、各教科の指導、教科を通じて生活する力を育てる指導、仲間づくりの指導等を行っています。

●大阪府立交野支援学校四條驛校

知的障害生徒対象。中学部・高等部があります。通学バス、給食があります。自立活動(日常生活での身辺自立やコミュニケーション等)の指導、各教科の指導、教科を通じて生活する力を育てる指導、仲間づくりの指導等を行っています。

*知的障がい支援学校の通学区域

枚方支援学校

小学部・中学部・高等部(第一中、第二中、第三中、第四中、枚方中、中宮中、招提中、楠葉中、東香里中、楠葉西中、山田中、渚西中、桜丘中、蹊跼中、招提北中)の校区

交野支援学校四條驛校

高等部(津田中、長尾中、杉中、長尾西中)の校区

●大阪府立生野聴覚支援学校

幼稚部・小学部・中学部があります。聴力に障がいのある子どもに対し、聴覚口話法を基調に、キューサインサインや指文字、手話も活用して、個々の児童・生徒の状況に即した指導を展開しています。特に言語教育に配慮し、日常生活に必要な言語力を養うと共に、小・中学校の教育課程に準じた教育を行い、将来豊かな社会人として活躍し得る基礎を養うことをめざしています。

●大阪府立大阪北視覚支援学校

両眼の視力が矯正でおおむね0.3未満の幼児・児童・生徒、視力以外の視機能障害が高度の幼児・児童・生徒が入学する事ができます。幼稚部・小学部・中学部・高等部があり、小・中・高等学校の教育課程に準じた教育などを行います。クラブ活動も盛んに行っています。寄宿舎もあります(利用には条件があります)。

また、高等学校を卒業し、職業自立をめざす方のために、高等部専攻科にはあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの専門教育を行う課程があります。

●大阪府立刀根山支援学校

本校2部（本校教育部・訪問教育部）と4分教室（大阪精神医療センター分教室・阪大医学部附属病院分教室・関西医科大学総合医療センター分教室・関西医科大学附属病院分教室）からなり、大阪北部の病弱教育の拠点となる支援学校です。

本校教育部は独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センターに入院している筋ジストロフィー及び類縁筋疾患の小中高の児童生徒を対象としています。

訪問教育部は院内学級の設置されていない病院に入院または退院後自宅で療養している小中学生の児童生徒を対象として、教員が訪問して授業を行います。

各分教室ではそれぞれの病院に入院している小中学生の児童生徒を対象として、病院内にある教室で、病院のスタッフと連携をとりながら、本人の病状や体調に合わせて学習を進めています。

いずれも刀根山支援学校に転校が必要です。詳しくは枚方市教育委員会にお問い合わせください。

所在地（本校）豊中市刀根山5-1-1

電話 06-6853-0200

職業学科のある高等支援学校

●府立たまがわ高等支援学校（東大阪市）

府立とりかい高等支援学校（摂津市）

府立すながわ高等支援学校（泉南市）

府立むらの高等支援学校（枚方市）

府立なにわ高等支援学校（大阪市）

知的障害のある生徒を対象とした高等部だけの支援学校です。入学者選抜を行い、就労を通じた社会的自立をめざして職業教育に力を入れています。通学バス、給食、寄宿舎はありません。

その他

●府立高等学校における知的障害のある生徒の受け入れについて

大阪府教育委員会は、府立高等学校（自立支援推進校と共生推進校）で、知的障害のある生徒が高校で障害のない生徒とともに学ぶ取り組みを行っています。

○自立支援推進校（11校）

府立園芸高等学校（池田市）

府立阿武野高等学校（高槻市）

府立柴島高等学校（東淀川区）

府立枚方なぎさ高等学校（枚方市）

府立八尾翠翔高等学校（八尾市）

府立西成高等学校（西成区）

府立松原高等学校（松原市）

府立堺東高等学校（堺市）

府立貝塚高等学校（貝塚市）

府立桜宮高等学校（都島区）

府立東淀川工業高等学校（淀川区）

○共生推進校（10校）

府立千里青雲高等学校（豊中市）

府立北摂つばさ高等学校（茨木市）

府立芦間高等学校（守口市）

府立緑風冠高等学校（大東市）

府立枚岡樟風高等学校（東大阪市）

府立金剛高等学校（富田林市）

府立信太高等学校（和泉市）

府立久米田高等学校（岸和田市）

府立東住吉高等学校（平野区）

府立今宮高等学校（浪速区）

▲問い合わせ 大阪府 教育庁

支援教育課企画調整グループ

学童期に利用できる制度

●通学困難児童・生徒通学等タクシー補助金交付事業

市内の小・中学校に在籍している肢体不自由および腎炎・ネフローゼ等の病気によって、歩行が困難であったり、医師から歩行を制限されている児童生徒や枚方市内在住で支援学校に通っている児童生徒に対して、通学や遠足時等にタクシー補助を行います。

▲問い合わせ 各学校

●留守家庭児童会室

枚方市立全44小学校の学校敷地内や隣接する専用施設等において、児童の健全な育成を図ることを目的として、障害の有無に関わらず保育を必要とする6年生までの全児童を対象に放課後に適切な遊びおよび生活の場を提供しています。

▲問い合わせ 枚方市教育委員会 放課後子ども課

●放課後オープンスクエア

小学校1年生から6年生までの児童で、参加を希望する児童が自主的に遊んだり、学んだりできる放課後の居場所として、学校施設の一部を開放しています。

※留守家庭児童会室と併用利用できます。

▲問い合わせ 枚方市教育委員会 放課後子ども課

●枚方市障害児通学支援事業

ひとりでの通学が困難である児童・生徒で保護者が仕事や病気療養等で長期にわたり通学に付き添えない家庭に対して通学ガイドヘルパーを派遣し児童・生徒の通学支援を行います。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

●児童福祉法に基づく療育・支援

指定障害児通所支援事業者等が以下の支援を行います。事業所は市内に複数あります。

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等に居場所を提供します。

保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設※に通う障害児を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。（※学校等を含む）

居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することができない、重度の障害児の居宅に訪問して発達支援を提供します。

障害児相談支援

障害児通所支援のサービス利用に向けての相談や障害児支援利用計画の作成をします。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

福祉型障害児入所支援

主に重度・重複障害児を対象に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与などを提供します。

医療型障害児入所支援

福祉型障害児入所支援の内容に加え、医療を提供します。

▲問い合わせ

・制度面について

大阪府 地域生活支援課発達障がい児者支援グループ

TEL：06-6944-9179

FAX：06-6944-2237

・施設入所について

大阪府 中央子ども家庭センター

TEL：072-828-0161

FAX：072-828-5319



4 手 帳

手帳の交付を受けることにより各種の制度が受けられるようになります。また、就労や生活の自立の時にも役立つ手帳です。

身体障害者手帳

対象者

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能に障害のある方。また、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方。

内容

手帳には、障害の程度により1級から6級の区分があり、手帳の交付を受けると各種の制度を利用することができます。

手続き

《新規交付》

- ① 障害支援課窓口で所定の診断書用紙を受け取る
- ② 指定医師の診断を受ける
- ③ 窓口で申請手続きをする
- ④ 枚方市で審査後通知が自宅に届く
- ⑤ 障害支援課窓口で手帳を受け取る

—申請手続きに必要なもの—

1. 指定医師の診断書（3ヶ月以内のもの）
2. 顔写真 1枚（たて4cm・よこ3cm、原則脱帽、1年以内撮影のもの）
3. 診断書の文書料の領収書
4. 本人名義の銀行口座
（3. 4は非課税世帯のみ、無料診断券を使用した方は不要です）
5. 所得税等申告書兼税に関する調査同意書（用紙は障害支援課にあり）
7. 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
8. 顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）

※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要となります。

※身体障害者手帳無料診断券

手帳の交付申請にかかる診断料の助成として、指定の医療機関を利用される場合に限り、無料診断券を交付しています。（非課税世帯の方が対象）

※重度身体障害者家庭訪問診断

通院が困難な寝たきりの方については、医師が自宅訪問して障害の診断を行っていますので窓口までご相談ください。ただし、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）に機能障害がある方のみが対象。

《再交付》

障害の程度が変わったり他の障害が加わった場合は、新規交付と同じ手続きをしてください。また、手帳を紛失・破損した場合は、顔写真（1年以内撮影のもの）を持参のうえ手続きをしてください。また破損の場合は手帳も持参してください。

《住所・氏名の変更》

住所・氏名に変更があった場合は、手帳を持参のうえ届出をしてください。

《返還》

本人の障害の程度が変わり法に定める障害に該当しなくなった場合や、本人が亡くなられた場合は、手帳を窓口まで返してください。

《その他》

手帳は、他人に渡したり、貸したりすることはできません。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

療育手帳

対象者

大阪府中央子ども家庭センターでの判定で、知的障害に該当する方。

内容

手帳には、障害の程度によりA・B1・B2の区分があり、手帳の交付を受けると各種の制度を利用することができます。

手続き

《新規交付》

- ① 障害支援課窓口で申請手続きをする
- ② 大阪府中央子ども家庭センターで判定を受ける
- ③ 大阪府で手帳交付後自宅に通知が届く
- ④ 障害支援課窓口で手帳を受け取る

—申請手続きに必要なもの—

1. 顔写真 1 枚（たて4cm・よこ3cm、原則脱帽1年以内撮影のもの）
2. 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

《更新手続》

手帳に記載されている次回判定時期に手帳、顔写真1枚、個人番号がわかるものを持参のうえ手続きをしてください。（判定時期のおよそ3か月前から手続きが可能です）

《再交付》

手帳を紛失・破損された方は、顔写真1枚を持参のうえ手続きをしてください。

《住所・氏名の変更》

住所・氏名に変更がある方は、手帳を持参のうえ届出をしてください。

《返還・府外転出について》

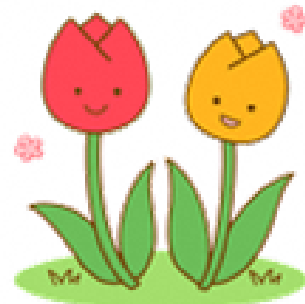
本人が手帳を必要とされなくなった場合や、本人が亡くなった場合は、手帳を窓口まで返してください。府外や大阪市内・堺市内に転出される場合は、障害支援課の窓口で手続きのうえ、

転出先に持っていき、手帳交付の手続きをしてください。ただし、転出先によっては使用できない場合があります。

《その他》

手帳は、他人に渡したり、貸したりすることはできません。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課



精神障害者保健福祉手帳

対象者

統合失調症やうつ病・双極性感情障害（躁うつ病）などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害等）その他精神疾患のある方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。知的障害は対象外。

内容

手帳には、障害の程度により1級から3級の区分があり、手帳の交付を受けると各種の制度を利用することができます。有効期限は2年、更新には手続きが必要。

手続き

《新規申請》

- ① 障害支援課窓口で所定の診断書を受け取る
- ② 医師の診断を受ける
- ③ 窓口で申請手続きをする
- ④ 大阪府で書類審査後、自宅に通知が届く
- ⑤ 障害支援課窓口で手帳を受け取る

—申請手続きに必要なもの—

1. 精神障害者保健福祉手帳用診断書（所定様式、初診日から6か月以上経過した時点のもの）
2. 顔写真 1枚（たて4cm・よこ3cm、原則脱帽、1年以内撮影のもの）
3. 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
4. 顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）

《更新手続き》

手帳に記載されている、有効期限の3ヶ月前から手続きができます。申請手続きに必要なものは、新規申請の各項目と、現在お持ちの手帳を持参してください。

《等級変更》

障害の程度が変わったと思われる方は手帳を持参のうえ、随時手続きをしてください。

《再交付》

手帳を紛失・汚損・破損された方は、顔写真1枚（たて4cm・よこ3cm、脱帽、1年以内撮影のもの）を持参のうえ、手続きをしてください。

《市内転居・氏名の変更》

市内での住所変更及び氏名に変更がある方は、手帳を持参のうえ、届出をしてください。

《転入》

枚方市外より転入された方は手帳と顔写真1枚（たて4cm・よこ3cm、原則脱帽、1年以内のもの）を持参のうえ、手続きをしてください。

《返還》

本人が障害に該当しなくなった場合や、本人が亡くなられた場合は、手帳を窓口まで返してください。

《その他》

手帳は、他人に渡したり、貸したりすることはできません。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

障害の種別・等級別制度一覧目次 （この表の該当マークは目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。）

○・・・該当 △・・・一部該当

○印でも、年齢制限等で利用できない場合があります。

数字・・・等級制限あり（例：「3」とは3級以上が該当。以上とは3～1級） ＊印は数字の等級内で一部制限があるもの

ページ数		6	11	12	17	18	19	20	21				24	25	26	27	36		
制度 <																			

ページ数		37	38	39			40		41	42	43	44			
制度 															

障害の種別・等級別制度一覧目次 （この表の該当マークは目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。）

○・・・該当 △・・・一部該当 ○印でも、年齢制限等で利用できない場合があります。
 数字・・・等級制限あり（例：「3」とは3級以上が該当。以上とは3～1級） *印は数字の等級内で一部制限があるもの

ページ数		45	46	47		48	48	49	50	51	52	53														
制度		10. 交通料金の割引								11. 手当・年金・給付金																
		(1)旅客運賃の割引						(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)					
障害種別・等級等		① 鉄道運賃の割引	② バス運賃の割引	③ 航空運賃の割引	④ 有料道路通行料金の割引	⑤ タクシー基本料金助成	⑥ タクシー料金割引	福祉移送サービス	市営自転車駐車場	岡東町自動車駐車場の利用料	障害児福祉手当	特別障害者手当	(大阪府重度障害者が在宅生活応援制度) 大阪府重度障害者が在宅介護支援給付金	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金	枚方市在日外国人障害給付金	大阪府重度障害がい者特例支援給付金	大阪府障害者扶養共済					
療育手帳	A(重度)	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	身障1,2	△	△	国民年金法の障害等級表による 厚生年金法の障害等級表による 国民年金法の障害等級表による		国民年金法の障害等級表による	△	△	○					
	B1(中度)	△	○	○			○	△	○	○				△	△						○					
	B2(軽度)	△	○	○			○	△	○	○				△	△						○					
精神手帳	1級	△	○	○			△	△	○	○	△	△		△	△								△	○		
	2級	△	○	○			△	△	○	○				△	△								○			
	3級	△	○	○			△	△	○	○				△	△								△			
身体障害者手帳	総合等級	1級	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	療育A	△				△				△	△	○	
		2級	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	療育A	△				△				△	△	○	
		3級	△	○	○	△		○	△	○	○				△									○		
		4級	△	○	○	△		○	△	○	○				△											
		5級	△	○	○	△		○	△	○	○															
		6級	△	○	○	△		○	△	○	○															
	障害機能別	視覚																								
		聴覚・平衡機能																								
		音声・言語・そしゃく																								
		肢体不自由																								
		内部機能障害	心臓機能																							
			じん臓機能																							
			呼吸器機能																							
			ぼうこう・直腸機能																							
			小腸機能																							
			免疫機能																							
		肝臓機能																								

ページ数		54	55	56	57		58		59		60		61		62			
制度 <																		

5 医療

●未熟児養育医療

医療費の助成

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため指定医療機関での入院治療を必要とする未熟児に対して、診察、医学的処置、治療等を給付（保険対象外のものについては除外）します。世帯の収入に応じて一部自己負担が必要です。

- 手続き**
- ① 給付申請手続きをする
 - ② 判定を受ける
 - ③ 医療券の交付
 - ④ 指定医療機関で治療を受ける

必要書類

1. 申請書
2. 世帯調書
3. 誓約書
4. 医師の意見書
5. 委任状
6. 家族全員のマイナンバーがわかるもの
7. 健康保険証
8. 印かん

- ※ 上記必要書類（上記1～5）は医療助成課にあります。
- ※ 一部自己負担金は、枚方市の子ども医療証をお持ちの方は、委任状及び誓約書を提出することで、枚方市から助成される金額を控除して自己負担金を支払うことができます。

▲問い合わせ 枚方市 医療助成課

●自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するために自立支援医療の指定医療機関で受ける医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

医療保険が適用される医療費のうち9割までが健康保険やその他の制度を組み合わせで公費で支払われ、残りの1割が自己負担になります。（生活保護世帯は負担なし）ただし、「世帯」の所得状況や疾病等に応じて、1ヵ月あたりの自己負担上限額が設定されます。また、受診者の「世帯」の所得状況に応じて対象外となる場合があります。

- 手続き**
- ① 給付申請手続きをする
 - ② 判定を受ける
 - ③ 受給者証・自己負担額上限管理票の交付
 - ④ 指定医療機関で治療を受ける

（育成医療）

身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等により確実な治療効果が期待できるときに医療費を助成します。

必要書類

1. 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
2. 自立支援医療（育成医療）意見書
3. 自立支援医療費（育成医療）同意書兼世帯状況申出書
4. 所得の区分に関する確認表
5. 公的年金等の収入金額を証明する書類（市民税非課税世帯のみ）
6. 健康保険証の写し（世帯確認ができるもの）または資格確認証
7. 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
8. 顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。

※ 上記1～4の様式は障害支援課にあります。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

（精神通院）

精神疾患（てんかんを含む）を有し、通院による精神医療を継続的に必要とするときに医療費を助成します。

必要書類

1. 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
2. 自立支援医療（精神通院医療）診断書
3. 自立支援医療費（精神通院医療）同意書兼世帯状況申出書
4. 健康保険証の写し（世帯確認ができるもの）または資格確認証
5. 受給者証の原本（新規申請を除く）
6. 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
7. 顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。

※ 上記2については精神障害者保健福祉手帳の交付と同時に申請の場合は、精神障害者保健福

祉手帳用診断書で代用できます。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

●指定難病に係る医療費助成制度

指定難病（令和元年7月1日現在333疾病）の患者で、国の定める認定基準を満たす場合は、医療費（入院時食事療養費は除く）、並びに介護保険法の規定による訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導などの自己負担分の一部が、医療保険における世帯の市町村民税（所得割）の課税額などに応じて公費で負担されます。

- 手続き**
- ① 主治医に指定難病の医療費助成について相談
 - ② 指定難病の指定医に臨床調査個人票を記入してもらう
 - ③ 保健所へ申請手続きをする
 - ④ 大阪府の認定を受ける
 - ⑤ 受給者証の交付
 - ⑥ 指定医療機関で治療を受ける

必要書類

1. 指定難病の指定医作成の臨床調査個人票
2. 申請書
3. 市町村民税（非）課税証明書
4. 世帯全員の続柄記載のある住民票
5. 健康保険証
6. 印かん

- ※ 上記必要書類（上記1～2）は保健所にあります。相談・申請は保健所です。大阪府のホームページからもダウンロードできます。
- ※ 有効始期は、保健所における書類受理日からとなります。
- ※ 全額公費負担となる対象疾患の必要書類は一部が異なります。

▲問い合わせ 枚方市保健所 保健予防課

●小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度

小児慢性特定疾病（令和元年7月1日現在762疾病）にかかっている児童等で、国の定める認定基準を満たす場合は、医療費の自己負担分の一部を、医療保険における世帯の市町村民税（所得割）の課税額や疾病の重症度などに応じて公費で負担します。

- 手続き**
- ① 主治医に小児慢性特定疾病の医療費助成について相談
 - ② 指定医に医療意見書を記入してもらう
 - ③ 保健所へ申請手続きをする
 - ④ 認定を受ける

⑤ 医療受給者証の交付

⑥ 指定医療機関で治療を受ける

必要書類

1. 小児慢性特定疾病の指定医作成の医療意見書
2. 申請書
3. 健康保険証
4. 同意書
5. マイナンバーのわかるもの
6. 印かん
7. 健康保険の種別ごとに追加書類あり

1. 2. 4については、枚方市のホームページからもダウンロードできます。

対象疾患群

1. 悪性新生物
2. 慢性腎疾患
3. 慢性呼吸器疾患
4. 慢性心疾患
5. 内分泌疾患
6. 膠原病
7. 糖尿病
8. 先天性代謝異常
9. 血液疾患
10. 免疫疾患
11. 神経・筋疾患
12. 慢性消化器疾患
13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
14. 皮膚疾患
15. 骨系統疾患
16. 脈管系疾患

※ この事業には日常生活用具給付事業があり、車いす等17品目が対象となります。

（申請窓口：障害福祉担当）

※ 対象は、枚方市に住所を有する18歳未満の児童。

※ 18歳の時点で継続が必要と認められる場合は20歳到達まで対象となります。

▲問い合わせ 枚方市保健所 保健予防課

●大阪府指定疾患医療援助事業

大阪府では以下の3疾患について、入院・通院した場合は、大阪府が定めた区分により、医療援助金を給付します。

1. 蛋白喪失性腸症
2. 肺線維症
3. 悪性腎硬化症

▲問い合わせ

大阪府 健康医療部 保健医療室
地域保健課 難病認定グループ

TEL 06 - 6941-0351

●重度障害児の医療費の助成

下記の児の医療費（健康保険診療の自己負担金）を一部助成します。

1. 身体障害者手帳 1 級・2 級の児
2. 療育手帳 A の児
3. 身体障害者手帳 3 級～6 級の所持者で、かつ療育手帳 B1 の児
4. 精神障害者保健福祉手帳 1 級の児
5. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の所持者で特別児童扶養手当（または障害年金）1 級該当の児

1～5 のいずれかに該当し健康保険に加入していること。前年所得（1 月～6 月は前々年）が基準額内にあること。

医療機関で治療を受けた場合、保険が適用される医療費の自己負担分が助成されます。ただし、医療機関・訪問看護ステーション・調剤薬局ごとに 1 日 500 円までは自己負担となります（月額負担上限は 3,000 円）。

- 手続き**
- ① 交付申請手続きをする
 - ② 医療証の交付
 - ③ 医療機関で受診
- （保険証・医療証を提示）

必要書類

1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、もしくは特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証のいずれかと特別児童扶養手当証書
2. 健康保険証（受給者本人分）
3. 印かん
4. 本人のマイナンバーがわかるもの

▲問い合わせ 枚方市 医療助成課

●子どもの医療費の助成

市内に住所を有する子どもの医療費（健康保険診療の自己負担金）を一部助成します。

18 歳（18 歳になった最初の 3 月 31 日）までが対象です。申請により、子ども医療証を交付します。

申請書は各支所にもあります（ホームページよりダウンロード可）。

一つの医療機関（入院・外来・歯科別）で 1 日 500 円を限度に月 2 日までは自己負担となります。（月額負担上限は世帯ごとで 2,500 円）。院外処方による調剤及び入院時の食事療養費の自己負担はありません。

- 手続き**
- ① 交付申請手続きをする
 - ② 医療証の交付
 - ③ 医療機関で受診

（健康保険の資格がわかるもの・医療証を提示）

必要書類

1. 健康保険の資格がわかるもの（受給者本人分）
2. 本人および保護者のマイナンバーがわかるもの

▲問い合わせ 枚方市 医療助成・児童手当課
医療助成係

見舞金

●心臓病児手術見舞金

心臓病児またはその保護者で市内に引き続き 1 年以上居住（住民基本台帳に記載）し、18 歳未満で心臓病の手術を受けた方またはその保護者に一人 1 回のみ支給します（生活保護受給者を除く）。見舞金額は、25,000 円。手術後 1 年以内に枚方市医療助成課に申請してください。

▲問い合わせ 枚方市 医療助成・児童手当課
医療助成係

障害児歯科診療

近隣の歯科診療所で受診が困難な障害児の診療を下記の場所で行っています。要予約。

① 枚方休日歯科急病診療所(枚方市医師会館 3階)

住 所：枚方市禁野本町2-14-16

TEL 848-0851

FAX 848-0851

診察日：毎週木曜日 13時～17時

隔週土曜日 14時～18時

(祝日は休診)

※ 土曜日の診療日については上記診療所へお問い合わせください

② 枚方療育園

住 所：枚方市津田東町2-1-1

TEL 858-0373

FAX 858-9521

診察日：毎週月～木曜日 10時～16時

夜間救急

●北河内子ども夜間救急センター

住 所：枚方市禁野本町2-14-16

(枚方市医師会館1階)

診療受付時間：

毎日午後8時30分～翌午前6時30分

▲問い合わせ 枚方市 健康福祉政策課

休日急病

●枚方休日急病診療所

住 所：枚方市禁野本町2-14-16

(枚方市医師会館1階)

診療受付時間：

①土曜日夜間

午後5時40分～午後8時30分

②日曜日・祝日・年末・年始

午前9時40分～午前11時30分

午後0時40分～午後4時30分

▲問い合わせ 枚方市医師会

休日歯科急病

●枚方休日歯科急病診療所

住所：枚方市禁野本町2-14-16

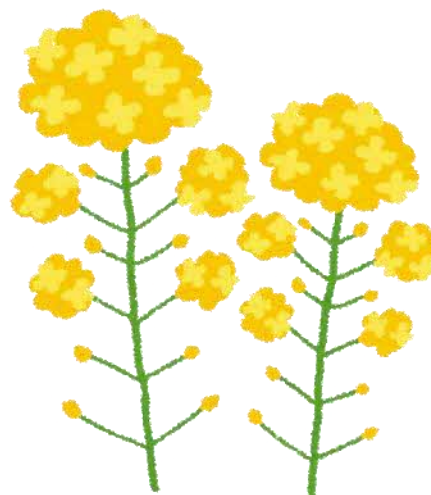
(枚方市医師会館3階)

診療受付時間：日曜・祝日・年末・年始

午前9時30分～午後11時30分

午後1時00分～午後4時30分

▲問い合わせ 枚方市歯科医師会



6 日常生活に利用できるサービス

手当

●障害児福祉手当

重度の障害のために、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の方で、認定基準に該当していることが所定の診断書により判断される方に支給します。

手当 月額 15,690円

(令和6年4月の金額)

支給月 年4回(5・8・11・2月)

申請日の属する月の翌月から支給対象になります。

対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級程度の身体障害のある方
- ② 知的障害の程度が最重度の方
- ③ 常時介護を要する程度以上の精神障害のある方

※ 身体障害もしくは知的障害の場合は、診断書を省略できる場合があります。

※ このほかにも対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受給できない場合

- ① 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ② 児童福祉施設等の施設に入所している方、および子ども家庭センター等の公的機関の措置により入院している方
- ③ 障害を支給事由とする年金給付を受けている方

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

●大阪府重度障害者在宅介護支援給付金(大阪府重度障がい者在宅生活応援制度)

身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aをあわせもつ重度障害者(児)の介護者に支給します。

手当 月額 10,000円

(令和6年4月の金額)

支給月 年4回(4・7・10・1月)

申請日の属する月から支給対象になります。

受給できない場合

本人が施設に入所中・病院等に継続して3か月を超えて入院中および特別障害者手当を受給している方は受給資格がありません。

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

●特別児童扶養手当

対象者

20歳未満で、政令に規定する障害のある児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方。(養育者)父母等の所得制限があります。

対象児童1人につき、月額55,350円(1級)又は月額36,860円(2級) ※令和6年4月の金額

受給できない場合

- ① 手当を受ける者(父、母、養育者)または対象児童が国内に住所を有しないとき
- ② 児童が児童福祉施設、障害者福祉施設に入所しているとき(母子生活支援施設、保育所を除く。里親に委託されている場合は、里親が請求者となります。)に入所しているとき
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられることができるとき

支給日

年3回(4・8・11月)の11日。支給日が土・日・祝の場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

▲問い合わせ 枚方市 医療助成・児童手当課
特別児童扶養手当担当

年金

●大阪府障がい者扶養共済

障害者(児)の保護者が加入者となって、一定額の掛金を納めることにより、加入者が死亡または身体に著しい障害を有することになった場合に、障害者(児)に年金が支給されます。

年金額 1口 月額 9,300円～23,300円(加入者の年齢によって掛金額が異なります。)

対象者

身体障害者（児）（身体障害者手帳1～3級）、知的障害者（児）、精神障害者（児）（精神障害者保健福祉手帳1～2級）または同程度の永続的な障害のある方の保護者で次の要件を満たしている方

- ① 大阪府内に在住（大阪市・堺市を除く）
- ② 4月1日現在で、65歳未満
- ③ 特別な病気や障害がない

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

日常生活用具の給付

日常生活における利便性向上のための用具の交付が受けられます。原則として、給付の対象となる障害名が、手帳に記載されていることが条件となります。用具は、耐用年数の制限があります。各種部品、消耗品の交換・修理はできません。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および難病患者等（369 疾病）の方

※ 紙おむつの給付について

紙おむつは次の5条件すべてを満たす人で、かつ医師意見書によって必要と判断された場合に給付します。

- ① 3歳以上である
- ② 乳幼児期に発症した疾病による身体障害である
- ③ 自力でトイレに行けない
- ④ 自力で便座に座れない
- ⑤ 排尿・排便の意思表示ができず、介助による定時排泄もできない

また、上記とは別に、次の3つのいずれかに該当する3歳以上の人でかつ医師意見書によって必要と判断された場合に給付します。

ア. ストマ周辺に、軽快の見込みのない皮膚の著しい糜爛（びらん）がある、またはストマの変形があってストマ装具を装着できない

イ. 先天性疾患（先天性鎖肛をのぞく）に起因する神経障害（二分脊椎等）によって、高度の排尿または排便の機能障害がある

ウ. 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある

＜小児慢性特定疾病児に対する日常生活用具の給付＞

在宅の小児慢性特定疾患児が日常生活をより円滑に行うために必要に応じて用具を給付します。

身体障害者手帳の制度が優先です。ただし、身体障害者手帳の制度では該当しないクールベスト、紫外線カットクリーム・人工鼻の給付があります。まず、障害企画課にご相談ください。

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

※うポールひらかたの福祉機器展示コーナー

障害児の方を介護するために必要な介護用品・福祉用具・自助具を展示しており自由に手に取り、使い勝手などを確認できます。

第2日曜日と年末年始を除く毎日

9：30～21：30

補装具の交付と修理

身体上の障害を補うための用具の交付が受けられます。原則として補装具交付・修理の対象となる障害名が身体障害者手帳に記載されていること、難病患者等については所定の医師意見書が必要になります。

補装具は耐用年数の制限があります。また、可能な限り各種部品、消耗品の交換等修理できる場合は修理が優先です。

補装具について福祉の制度を利用しての作製や借受け、修理を検討される場合は、まず、障害企画課へご相談ください。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、または難病患者等（369 疾病）の方

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

難聴児への補聴器交付

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中度の難聴児に対して、特別補聴器購入費用等の一部を助成します。事前に申請が必要ですので必ず障害企画課までご相談ください。

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

聴覚障害児人工内耳音声信号装置等購入費助成事業

22 歳到達年度及び 18 歳到達年度までの聴覚障害者・児に対し、人工内耳音声信号装置の買い替え（18 歳到達年度まで）及び人工内耳電池（22 歳到達年度まで）の購入費用を一部助成いたします。事前に申請が必要ですので必ず障害企画課までご相談ください。

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

税の減免

●自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽自動車税の減免

障害児がもっぱら自動車を通学、通院等のために使用する場合、自動車にかかる税の減免が行われます。

▲問い合わせ

普通自動車を所有している場合

北河内府税事務所
TEL 844-1331
FAX 846-3988

軽自動車を所有している場合

枚方市 市民税課

普通自動車を取得する場合

大阪府自動車税事務所寝屋川分室
TEL 823-1801
FAX 820-1143

●所得税・住民税及びその他税の控除について

所得税・府民税・市民税等について、扶養控除・障害者控除等の適用対象になる場合があります。

▲問い合わせ

(市民税・府民税) 枚方市 市民税課

(所得税) 枚方税務署 TEL844-9521

公共料金等の割引

●水道料金・下水道使用料の免除

水道料金・下水道使用料の基本料金及び使用水量 8^m³(1 か月あたり)までの従量料金を免除します。(施設入所者等を除く)

対象者

- ① 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当のいずれかを受給されている世帯

- ② 身体障害者手帳 1 級・2 級、または療育手帳 A の所持者がおられる世帯
③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者がおられる世帯

▲問い合わせ 上下水道局お客さまセンター

TEL 848-5518

FAX 898-7760

市役所本館 1 階

または上下水道局庁舎 1 階

●NHK放送受信料の減免

NHK の放送受信料が免除されます。
ただし障害企画課で発行する証明書が必要です。

<半額が免除される世帯>

- ① 視覚または聴覚障害者
② 1 級・2 級の身体障害者手帳所持者
③ 重度の知的障害者
④ 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者

以上の方が世帯主で受信契約者の場合。

<全額が免除される世帯>

- ① 身体障害者手帳所持者がいる市民税非課税世帯
② 知的障害者がいる市民税非課税世帯
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者がいる市民税非課税世帯

▲問い合わせ

NHK 大阪放送局中央営業センター
〒540-8501

大阪市中央区大手前 4-1-20

TEL06-6937-9000

FAX06-6937-3501

●少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等が受け取る貯蓄の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

▲問い合わせ 取り扱い金融機関

●点字郵便物の無料扱い・点字ゆうパックの減額

点字郵便物

点字のみを内容とするもので規定のサイズ以内であれば、3kgまでは無料

点字ゆうパック

点字のみを掲げた点字図書等を内容とするゆうパックは、別に定める料金に減額。30kgまで

▲問い合わせ 各郵便局

●文化施設などの入場料金の割引

映画館や美術館をはじめ、文化施設・レクリエーション施設において、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に割引を行っている場合がありますので、券売場で手帳を提示してご利用ください。

●NTTの無料番号案内

104番を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出て、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号を告げると無料になります。(利用前にNTTへの事前登録が必要です。)

対象者

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、次の障害を有する方
 - 視覚障害 1級～6級
 - 肢体不自由 1級～2級
(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▲問い合わせ NTT ふれあい案内事務局
TEL 0120-104174
FAX 0120-104134

●携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方について、基本料金等の割引が受けられます。

▲問い合わせ 各携帯電話取扱い店

市立有料施設利用料の減免

総合スポーツセンター、王仁公園プール、枚方宿鍵屋資料館などの市立有料施設では、利用料の減免制度があります。対象となる方・利用料等については、各施設まで直接お問い合わせください。

▲問い合わせ 各施設

●旅客運賃の割引

手帳を携帯して係員の請求がある場合は手帳を

交通運賃等の割引

提示してください。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

<バス運賃>

京阪バス

区 分	対 象 者	運 賃	割 引 率
第1種障害者 (大人・小児)	本人および 介護者	普 通	5 割
第2種障害者 (小児)		定 期	3 割 (大人・介護者)
第2種障害者 (大人)	本人のみ	普 通	5 割
		定 期	3 割

※ 小児とは小学生まで、大人とは中学生以上のことをいいます。

※ 精神障害者保健福祉手帳は1級が1種、2・3級が2種となります。

他の路線バスでも同様の割引があります。詳細は各路線バスの運行会社等にお問い合わせください。

<航空運賃>

対 象 者	適用者	内 容	申込方法
身体障害者手帳	本人 および 介護者 1名	国内線において、各航空運送事業者（一部を除く）が設定する割引があります。	各航空会社にお問い合わせください。
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			

<JR・私鉄>

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引の内容
第1種 身体 知的 精神（1級）	障害者本人が単独で乗車する場合（片道100kmを超える利用のみ）	普通乗車券	5割引
	介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	普通乗車券 定期乗車券 普通回数券 普通急行券	本人・介護者（1人）とも5割引 （障害者が小児定期乗車券の該当者に対しては介護者のみ）
第2種 身体 知的 精神（2・3級）	障害者本人が単独で乗車する場合（片道100kmを超える利用のみ）	普通乗車券	5割引
	障害者本人が12歳未満であって、介護者と共に乗車する場合	定期乗車券	介護者（1人）のみ5割引

▲問い合わせ 各鉄道会社

<有料道路の通行料金>

本人または介護者が運転する場合で、障害者本人の身体障害者手帳が第1種、介護者が運転する場合で療育手帳が第1種の場合、通行料金が半額になります。

※ 身体障害者手帳第2種の方は本人が運転する場合に限ります。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

<タクシー料金>

乗車時に身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳の場合、一部の会社のみ対象）を提示すると、タクシー料金が1割引になります。（有料道路料金・駐車料金は対象外）

利用できる会社 各タクシー会社へ確認

<福祉タクシー（一般・リフト付き）の基本料金助成>

助成利用券（月2枚で年間24枚を限度）により、タクシー料金の基本料金を助成します。

降車時に手帳を提示のうえ助成利用券を使用すると、タクシー料金の1割と基本料金の両方の割引を受けられます。

対象者

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aの方で世帯の生計中心者の市民税所得割額が12万円以下の世帯に属する方（1～6月申請の場合は前々年分、7～12月申請の場合は前年分）

※ 施設入所者は該当しません。

▲問い合わせ 枚方市 障害企画課

<福祉移送サービス>

発着地のいずれかが枚方市内の場合に、タクシー運賃の8割程度の料金で移送サービスが受けられる場合があります。（事前の会員登録が必要です）

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等で、単独では公共交通機関を利用することが困難な方

▲問い合わせ

共同配車センター（社福）であい共生舎
TEL 848-8938
FAX 848-8911

その他

●枚方市（有料）自転車駐車場の利用料

対象者が運転する自転車および原動機付自転車の一時使用（24時間または翌日午前1時まで）料金が無料になります（ただし、定期利用および機械式自転車駐車場を除く）。

利用する毎に係員へ手帳を提示して、対象者（枚方市民等）であることの確認を受けてからご利用ください。

対象者

枚方市内におすまいで、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方（ミライロ ID 対応可）

▲問い合わせ 各市営自転車駐車場

●岡東町自動車駐車場の利用料

対象者が運転するか、もしくは同乗する普通自動車および自動二輪車の一時使用料金および定期使用料金が半額になります。使用料金の精算前に、事務室での手続きが必要です。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方（ミライロ ID 対応可）

▲問い合わせ 岡東町自動車駐車場（枚方市岡東町14-49）

●駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止除外指定車標章の交付を受け掲示することにより、駐車を禁止した場所に一時的に駐車することができます。

※ 詳細（対象・手続き等）については下記窓口までお問い合わせください。

▲問い合わせ 枚方警察署交通規制係

TEL 845-1234

FAX 841-8251

交野警察署交通規制係

TEL 891-1234

FAX 891-1346



障害者総合支援法による障害福祉サービス 児童福祉法による障害児支援

障害児の障害状況及び介護の状況等により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援サービスを利用できます。

障害者総合支援法に基づくサービスには、自立支援給付（国の制度：ホームヘルプ・ショートステイなど）と地域生活支援事業（市の制度：ガイドヘルプ・日中一時支援など）と障害児支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）があります。

サービスを利用するには、まず障害支援課に相談・申請をしてください。

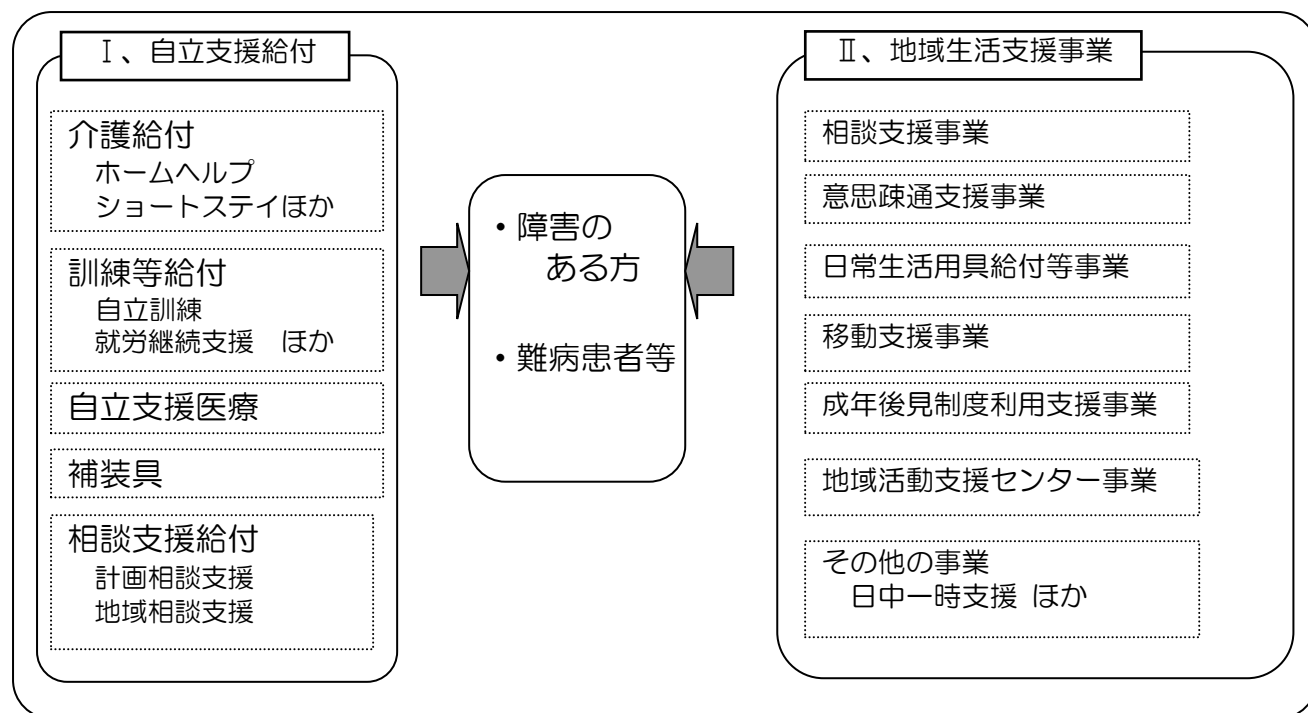
<利用者負担額>

ホームヘルプ・ショートステイや施設サービスなど、障害福祉サービスの利用、または児童の通所支援サービスの利用に応じて、その費用1割の負担と、施設での食事・光熱費等の実費が必要となりますが、低所得の方等には負担が大きくならないよう利用するサービスに応じて負担を軽減する仕組みがあります。詳しくは障害支援課までお問い合わせください。

▲問い合わせ 枚方市 障害支援課

● 障害者総合支援法 ●

「自立支援給付」を中心に、障害の種類をこえた共通のサービスを提供



総合的な自立支援システム

◆障害児が利用できる主なサービスの内容

【I 自立支援給付】

介護給付	ショートステイ(短期入所)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
	ホームヘルプ（居宅介護）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時

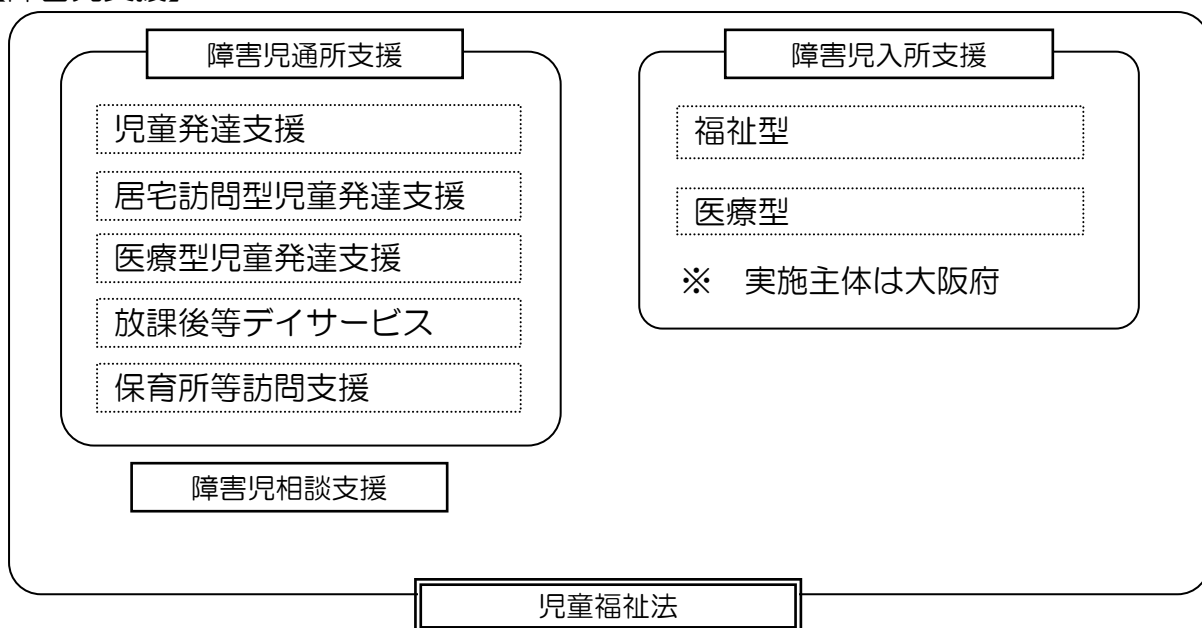
		介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
	同行援護	視覚障害により、屋外での移動に著しい制限がある方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動中の介護

【Ⅱ 地域生活支援事業】

相談支援	障害者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの。無料。
意思疎通支援	手話通訳者・要約筆記者の派遣、盲ろう者の方には通訳・介助者の派遣などを通じて、障害者の方の円滑な意思疎通を図るもの。無料。
日常生活用具給付	日常生活を便利に、又は容易にするために必要な物の給付。
移動支援 (ガイドヘルパー-派遣)	障害者の外出に際し、ガイドヘルパーを派遣し、円滑な移動を支援するもの。 ※小学校1年生から利用できます。
障害児通学支援 (通学ガイドヘルパー-派遣)	ひとりで通学が困難な障害のある児童・生徒の通学を支援するもの。
日中一時支援	障害者（児）を対象とした短期入所の日帰り型及び放課後の見守りなど。 ※小学生1年生から利用できます。
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動の機会の提供やその他の日常生活を援助するもの。 詳細は、障害支援課にお問い合わせください。

● 児 童 福 祉 法 ●

【障害児支援】



通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することができない、重度の障害児の居宅に訪問して発達支援を提供。
	医療型児童発達支援	児童発達支援の内容に加え、医療を提供。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、

		学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等に居場所を提供。
	保育所等訪問支援	保育所や児童が集団生活を営む施設※に通う障害児を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を提供。（※学校等も含む）
入 所 支 援	福祉型障害児入所支援	主に重度・重複障害児を対象に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与などを提供。
	医療型障害児入所支援	福祉型障害児入所支援の内容に加え、医療を提供。
障害児相談支援		障害児通所支援のサービス利用に向けての相談や障害児支援利用計画の作成。

7 関係機関一覧

機関名		電話番号 FAX 番号	住所
枚方市役所	医療助成・児童手当課 児童手当係	TEL 841-1408(直通) FAX 841-3039(代)	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20
	医療助成・児童手当課 医療助成係	TEL 841-1359(直通) FAX 841-3039(代)	
	福祉オンブズパーソン室 事務局(健康福祉総合相談健康福祉総務課内)	TEL 841-1401 FAX 841-5711	
	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	代表 TEL : 072-841-1221 TEL 841-1457 FAX 841-5123	
	保育幼稚園入園課	TEL 841-1472 FAX 841-4319	
	公立保育幼稚園課	TEL 841-1473 FAX 841-4319	
	私立保育幼稚園課	TEL 841-1471 FAX 841-4319	
枚方市 まるっとこども センター	妊娠から出産期の相談 乳幼児の子育て相談	TEL 840-7221	〒573-0032 枚方市岡東町19-1 OFFICE A 6F
	18歳未満の子育てや親子関係 などの相談	TEL 841-1124	
	乳幼児の健診、各種教室などに 関すること	TEL 847-3750	
	子育ての支援に関すること	TEL 841-1119	
	FAX(共通)	846-7952	
枚方市 教育支援センター「ルポ」		TEL 050-7102-3154 FAX 072-848-2960	〒573-1188 枚方市磯島北町37-1 教育文化センター別館1階
枚方市教育委員会 児童生徒課 教育支援センター事業係		TEL 050-7105-8048 FAX 072-851-9335	〒573-1159 枚方市車塚1-1-1 輝きプラザきらら4階
枚方市教育委員会 支援教育課		TEL 050-7105-8048 FAX 072-851-9335	
枚方市教育委員会 学校支援課		TEL 050-7105-8043 FAX 072-851-2187	

枚方市教育委員会 放課後子ども課	TEL 050-7105-8201 FAX 072-867-8131	
枚方市保健所 保健予防課	TEL 072-807-7625 FAX 072-845-0685	〒573-0027 枚方市大垣内町2-2-2 ※令和7年7月移転 TEL 072-807-7625 FAX 072-845-0685 〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13 (旧保健センター)
枚方市地域健康福祉室 母子保健担当(保健センター) 親子教室	TEL 072-840-7221 FAX 072-840-4496 TEL 072-840-7957	〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13
すこやか健康相談室 北部リーフ(北部支所内)	TEL 072-851-1220 FAX 072-851-1152	〒573-1118 枚方市楠葉並木2-29-3
市立ひらかた 子ども発達支援センター	TEL 072-807-5373 FAX 072-898-4173	〒573-1188 枚方市磯島北町3-2
枚方市立教育文化センター	TEL 050-7102-3150 FAX 072-848-2960	〒573-1188 枚方市磯島北町37-1
市立ひらかた病院	TEL 072-847-2821(代)	〒573-1013 枚方市禁野本町2-14-1
大阪精神医療センター	TEL 072-847-3261(代)	〒573-0022 枚方市宮之阪3-16-21
枚方休日歯科急病診療所	TEL 072-848-0841	〒573-1197 枚方市禁野本町2-14-16 (枚方市医師会館3階)
枚方休日急病診療所	TEL 072-848-1777	〒573-0027 枚方市禁野本町2-14-16 (枚方市医師会館1階)
北河内夜間救急センター	TEL 072-840-7555	〒573-1197 枚方市禁野本町2-14-16 (枚方市医師会館1階)
ラポールひらかた (総合福祉会館)	TEL 072-845-1602 FAX 072-843-3320	〒573-1191 枚方市新町2-1-35
枚方市社会福祉協議会(代表)	TEL 072-844-2443 FAX 072-845-1897	
大阪府中央子ども家庭センター	TEL 072-828-0161 FAX 072-828-5319	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-5
大阪府教育委員会	TEL 06-6941-0351(代)	〒540-8571 大阪市中央区大手前2
大阪府立生野聴覚支援学校	TEL 06-6717-3366 FAX 06-6717-5865	〒544-0034 大阪市生野区桃谷1-2-1
大阪府立交野支援学校	TEL 072-893-2445	〒576-0063

	FAX 072-892-0049	交野市寺4-831
大阪府立枚方支援学校	TEL 072-805-2731 FAX 072-805-2733	〒573-0042 枚方市村野西町60-1
大阪府立大阪北視覚支援学校	TEL 06-6328-7000 FAX 06-6328-5896	〒533-0013 大阪市東淀川区豊里7-5-26
大阪府立むらの高等支援学校	TEL 072-805-2327 FAX 072-805-2733	〒573-0042 枚方市村野西町60-1
ファミリーサポートセンター	TEL 072-805-3522 FAX 072-805-3522	〒573-0042 枚方市村野西町5-1（広場さ ぶり内）
社会福祉法人大阪隣保館 ファミリーポートひらかた	TEL 072-850-4400 FAX 072-850-4400 子育ていつでも電話相談 072-850-7337	〒573-1155 枚方市招提南町2-50-1
大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか	TEL 06-6966-1313 FAX 06-6966-1531	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A
自閉症療育センター（Link）	TEL 072-841-2411 FAX 072-841-2412	〒573-0032 枚方市岡東町24-10 アイエ ス枚方ビル3階

認可保育所(園)・認定こども園（令和7年4月1日時点）

◆私立保育所（園）

	名称	電話番号	FAX 番号	住所
1	天の川保育園	848-1651	847-1578	西禁野 2-34-1
2	小倉保育園	868-6881	868-6887	小倉町 13-16
3	川越保育園	853-8668	853-8663	釈尊寺町 25-28
4	北牧野保育園	857-0103	866-1118	牧野北町 10-40
5	ギンガ保育園	849-3388	849-3311	村野西町 4-11
6	くずはあけぼの保育園	855-5457	850-8515	楠葉丘 1-19-1
7	くずは光の子保育園(本園)	856-8882	856-8895	楠葉朝日 1-22-10
	くずは光の子保育園(分園)	866-8200	866-8700	楠葉美咲 1-25-5
8	光善寺保育園	833-3418	833-3428	出口 4-36-5
9	香里ヶ丘愛児園	854-7858	853-1604	宮之下町 8-16
10	香里ヶ丘保育園	833-7777	833-7908	香里園東之町 21-7

11	香里敬愛保育所	854-5321	852-3370	香里ヶ丘 4-17-1
12	阪保育園	800-1255	866-1355	牧野本町 1-10-6
13	桜丘北保育園	807-3770	807-3771	桜丘町 20-1
14	常称寺保育園	845-2130	845-2144	山之上 4-4-14
15	招提保育園	857-6137	857-8734	招提平野町 6-10
16	親愛保育園	832-1156	831-0606	南中振 2-17-37
17	第二徳風保育園	856-0770	856-4803	招提南町 3-10-22
18	鷹塚山保育園	845-2622	841-8788	高塚町 3-8
19	津田保育園	858-2278	858-5554	津田元町 3-3-17
20	徳風保育園	857-2997	857-2862	田口山 2-5-1
21	中振敬愛保育所(本園)	834-2331	832-5965	東中振 1-12-1
	中振敬愛保育所(分園)	807-7878	807-5887	香里ヶ丘 8-1
22	中宮まぶね保育園	840-2780	840-3212	中宮山戸町 15-1
23	茄子作保育所	854-5014	854-2214	茄子作 4-3-3
24	走谷ちどり保育園	846-2835	800-1750	走谷 1-1-10
25	枚方たんぽぽ保育園	840-2083	840-9614	中宮北町 10-14
26	船橋保育園	855-5371	855-5577	西船橋 1-83-1
27	牧野保育園	868-5577	851-5757	上島東町 6-5
28	マツガ保育園	850-4141	866-5022	長尾西町 3-28-10
29	まりも保育園	858-5255	858-5267	春日北町 4-1-7
30	みずき敬愛保育園	854-1030	854-1052	香里ヶ丘 3-15-3
31	宮之阪サクラ保育園	848-6750	805-2225	宮之阪 4-8-8
32	愛和保育園	844-6234	844-6235	桜丘 2-4
33	つくし保育園	848-5734	807-3294	中宮本町 1-29
34	ハレルヤ保育園	868-5541	868-5542	招提中町 2-40-10

◆公立保育所

	名称	電話番号・FAX 番号	住所
35	禁野保育所	847-8739	中宮北町 1-2
36	楠葉野保育所	851-7090	南楠葉 1-26-10
37	香里団地保育所	854-0124	香里ヶ丘 2-8-1
38	菅原保育所	857-2027	長尾元町 1-17-10
39	藤田川保育所	854-5430	香里ヶ丘 3-4
40	枚方保育所	843-0485	東田宮 1-2-5
41	山田保育所	840-2580	甲斐田東町 3 1 - 2

◆私立認定こども園（社会福祉法人）

	名称	電話番号	FAX 番号	住所
1	認定こども園 あおぎりこども園(本園)	855-3916	868-2222	交北 4-1247-1
	認定こども園 あおぎりこども園(分園)	855-3916	868-2222	交北 4-41-2
2	認定こども園 宇山光の子保育園	851-0560	851-1962	宇山東町 8-30
3	認定こども園 大峰いなほこども園	858-7788	858-7868	大峰元町 1-22-1
4	認定こども園 さだ保育園	832-2601	832-2602	北中振 2-3-47
5	認定こども園 第2長尾保育園	857-0234	857-0027	長尾北町 3-2-1
6	認定こども園 長尾保育園	858-5881	858-0475	長尾東町 1-41-1
7	認定こども園 ひかりのみねこども園	858-0101	859-4080	大峰元町 2-11-6
8	認定こども園 樋之上保育園	850-7585	850-7300	樋之上町 6-1
9	認定こども園 氷室保育園	858-0058	858-0176	尊延寺 6-22-5
10	認定こども園 三矢ゆりかごこども園	846-5566	843-8638	伊加賀西町 4 6 - 1
11	認定こども園 明善めぐみ園	851-0022	851-6063	藤阪南町 2-26-1
12	認定こども園 明善第弐めぐみ園	851-0022	851-6063	藤阪南町 2-26-1
13	認定こども園 むらのこども園(本園)	847-8469	847-2000	村野本町 29-2
	認定こども園 むらのこども園(分園)	847-8469	847-2000	桜丘町 72-8

◆私立認定こども園（学校法人）

	名称	電話番号	FAX 番号	住所
14	認定こども園 うみのほし幼稚園	845-0550	845-0559	岡南町 3-46
15	認定こども園 うらら幼稚園	857-6402	857-6448	牧野北町 6-8
16	認定こども園 春日丘幼稚園	868-1828	856-5978	田口山 2-5-1
17	認定こども園 勝山愛和香里ヶ丘幼稚園	854-0081	854-5322	香里ヶ丘 4-17-3
18	認定こども園 鴻池学園第二幼稚園	848-5858	847-1982	禁野本町 1-13-22
19	認定こども園 鴻池学園第三幼稚園	855-3777	855-3779	長尾播磨谷 1-4051
20	認定こども園 清香学園幼稚園	857-6953	857-6974	東牧野町 24-6
21	認定こども園 報徳幼稚園	855-7700	855-0285	招提南町 3-10-10

◆小規模保育事業実施施設

	名称	電話番号・FAX 番号	住所
1	アップル保育園	831-5060	北中振 1-21-2
2	樹保育所 宮之阪園	848-1647	宮之阪 3-5-55
3	おおがいと小規模保育施設（公立）	844-7515	大垣内町 2-9-33
4	カナデ保育園	TEL 080-8516-2252 FAX 849-3311	村野西町 4-21
5	クアッカ長尾保育園	TEL 896-5007 FAX 857-0027	長尾東町 1-48-23
6	楠葉なみき小規模保育施設（公立）	851-5005	楠葉並木 2-29-3
7	こうりょう小規模保育施設（公立）	840-5577	御殿山南町 2-5
8	さだ小規模保育施設（公立）	832-3860	東中振 2-1 7 8 3-1
9	小規模保育園 のはらうた	TEL 070-2443-5403 FAX 868-2222	都丘町 6-9
10	常称寺枚方駅前保育園	TEL 844-2107 FAX 844-2108	岡本町 7-1-107
11	すだち保育園	851-8810	東船橋 2-35-106
12	たのくちやま小規模保育施設（公立）	857-4780	田口山 3-1 0-2
13	ひらかた小規模保育施設（公立）	841-2185	枚方上之町 1 1-1 6

14	ひよこ保育園	848-6332	都丘町 19-19
15	みんなの里 ぽこぽこほいくえん	392-4014	町楠葉 1-8-6-103



幼稚園 (令和7年4月1日時点)

◆私立幼稚園

	名称	電話番号	FAX 番号	住所
1	春日東野幼稚園	858-2006	858-2006	春日北町 4-20-1
2	楠京阪幼稚園	847-1350	847-1350	宮之阪 4-50-1
3	くずは青葉幼稚園	857-8221	856-5944	北楠葉町 38-1
4	くずはローズ幼稚園	856-5058	857-9778	南楠葉 1-4-1
5	敬応学園幼稚園	847-9291	847-1971	田口 2-16-5
6	長尾幼稚園	858-5882	858-0052	長尾東町 1-48-23
7	東香里丘幼稚園	853-5665	852-0740	釈尊寺町 25-27
8	牧野幼稚園	857-7227	857-7227	牧野阪 2-19-21
9	みょうぜん幼稚園	851-2551	851-6433	藤阪元町 2-8-3

◆公立幼稚園

	名称	電話・FAX 番号	住所
1	樟葉幼稚園	856-0848	南楠葉 2-40-38
2	香里幼稚園	854-0874	香里ヶ丘 10-5-2
3	高陵幼稚園	840-5910	御殿山南町 2-5
4	蹉跎幼稚園	832-3868	東中振 2-1783-1
5	田口山幼稚園	856-3844	田口山 3-10-2
6	枚方幼稚園	841-2180	枚方上之町 11-16

小学校・中学校・高等学校

	学校名	電話番号	住所
1	枚方小学校	050-7102-9000	枚方上之町9-21
2	枚方第二小学校	050-7102-9004	田宮本町11-1
3	蹠跣小学校	050-7102-9008	北中振2-11-21
4	香里小学校	050-7102-9012	香里ヶ丘10-5-2
5	開成小学校	050-7102-9016	香里ヶ丘2-5
6	五常小学校	050-7102-9020	香里ヶ丘6-9
7	春日小学校	050-7102-9024	高田2-15-10
8	桜丘小学校	050-7102-9028	村野本町30-1
9	山田小学校	050-7102-9032	甲斐田町1-27
10	明倫小学校	050-7102-9036	中宮西之町10-6
11	殿山第一小学校	050-7102-9040	上野1-6-5
12	殿山第二小学校	050-7102-9044	養父丘2-7-53
13	樟葉小学校	050-7102-9048	南楠葉2-40-6
14	津田小学校	050-7102-9052	津田西町1-33-1
15	菅原小学校	050-7102-9056	藤阪中町13-1
16	氷室小学校	050-7102-9060	尊延寺3-1-38
17	山之上小学校	050-7102-9068	山之上1-32-1
18	牧野小学校	050-7102-9072	上島東町4-18
19	交北小学校	050-7102-9076	交北2-30-5
20	香陽小学校	050-7102-9080	香里ヶ丘11-36-1
21	招提小学校	050-7102-9084	招提東町2-2-8
22	中宮小学校	050-7102-9088	中宮山戸町22-3
23	小倉小学校	050-7102-9092	小倉町29-1

24	樟葉南小学校	050-7102-9096	楠葉美咲 1-25-1
25	磯島小学校	050-7102-9100	磯島北町 3-1
26	蹉跎西小学校	050-7102-9104	出口 6-20-1
27	樟葉西小学校	050-7102-9108	楠葉並木 1-11-1
28	田口山小学校	050-7102-9112	田口山 3-10-1
29	西牧野小学校	050-7102-9116	西牧野 2-1-1
30	川越小学校	050-7102-9120	釈尊寺町 30-1
31	蹉跎東小学校	050-7102-9124	翠香園町 30-1
32	桜丘北小学校	050-7102-9128	星丘 4-31-1
33	津田南小学校	050-7102-9132	津田西町 3-10-1
34	樟葉北小学校	050-7102-9136	楠葉野田 3-13-1
35	船橋小学校	050-7102-9140	東山 1-68
36	菅原東小学校	050-7102-9144	藤阪東町 3-10-1
37	山田東小学校	050-7102-9152	田口 3-16-1
38	藤阪小学校	050-7102-9156	藤阪南町 1-40-1
39	平野小学校	050-7102-9160	招提中町 1-53-1
40	長尾小学校	050-7102-9164	長尾北町 3-3-2
41	東香里小学校	050-7102-9168	東香里南町 44-1
42	伊加賀小学校	050-7102-9172	伊加賀西町 53-1
43	西長尾小学校	050-7102-9176	長尾西町 2-45-1
44	禁野小学校	050-7102-9148	中宮北町 4-1
45	関西創価小学校	072-834-0611	東中振 2-10-2

	学校名	電話番号	住所
1	第一中学校	050-7102-9180	渚東町2-1
2	第二中学校	050-7102-9185	香里園東之町20-26
3	第三中学校	050-7102-9190	養父東町1-5
4	第四中学校	050-7102-9195	香里ヶ丘5-3-2
5	津田中学校	050-7102-9200	津田北町1-32-1
6	枚方中学校	050-7102-9205	西田宮町19-1
7	中宮中学校	050-7102-9210	堂山1-2-6
8	招提中学校	050-7102-9215	招提東町2-1-12
9	楠葉中学校	050-7102-9220	楠葉丘2-12-1
10	楠葉西中学校	050-7102-9225	西船橋2-43-1
11	東香里中学校	050-7102-9230	東香里3-37-1
12	長尾中学校	050-7102-9235	長尾北町3-3-1
13	杉中学校	050-7102-9240	杉4-1-1
14	山田中学校	050-7102-9245	交北2-28-1
15	渚西中学校	050-7102-9250	渚西3-25-1
16	桜丘中学校	050-7102-9255	桜丘町65-1
17	蹊跼中学校	050-7102-9260	出口5-40-1
18	招提北中学校	050-7102-9265	招提北町2-35-1
19	長尾西中学校	050-7102-9270	長尾谷町1-73-1
20	常翔啓光学園中学校	072-848-0521	禁野本町1-13-21
21	東海大学付属 大阪仰星高等学校中等部	072-849-7211	桜丘町60-1

番号	学校名	電話番号	住所
1	府立枚方高等学校	072-843-3081	大垣内町 3-16-1
2	府立牧野高等学校	072-851-1050	南船橋 1-11-1
3	府立長尾高等学校	072-855-1700	長尾家具町 5-1-1
4	府立香里丘高等学校	072-832-3421	東中振 2-18-1
5	府立枚方なぎさ高等学校	072-847-1001	磯島元町 20-1
6	府立枚方津田高等学校	072-858-7003	津田北町 2-50-1
7	大阪市立高等学校	072-833-0101	北中振 2-8-1
8	常翔啓光学園高等学校	072-848-0521	禁野本町 1-13-21
9	長尾谷高等学校	072-850-9111	長尾元町 2-29-27
10	東海大学付属 大阪仰星高等学校	072-849-7211	桜丘町 60-1
11	近畿情報高等専修学校	072-840-5800	渚西 1-43-1





枚方市障害児等関係機関連絡会議とは

枚方市における障害児およびその周辺の児童ならびにその家族が抱える様々な問題に対応し、その早期解決とともに地域で生き活きと生活できる環境づくりを推進することを目的として、福祉・保健・教育を担当する機関が連携し、活動しています。

<構成機関>

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1) 大阪府中央子ども家庭センター | 8) 市立ひらかた子ども発達支援センター |
| 2) 大阪精神医療センター | 9) まるっとこどもセンター |
| 3) 大阪府立交野支援学校 | 10) 枚方市学校教育部支援教育課 |
| 4) 大阪府立交野支援学校 四條畷校 | 11) 枚方市学校教育部放課後子ども課 |
| 5) 大阪府立枚方支援学校 | 12) 市立ひらかた病院小児科 |
| 6) 枚方市健康福祉部障害支援課 | |
| 7) 枚方市子ども未来部公立保育幼稚園課 | |

※これは令和6年度の構成機関です。



この「福祉・教育のてびき ー子ども版ー」は

令和7年3月1日現在の内容で作成しています。

令和7年3月発行

編集・発行 枚方市障害児等関係機関連絡会議

お問い合わせ 枚方市障害児等関係機関連絡会議事務局

市立ひらかた子ども発達支援センター

TEL 072-807-5373

FAX 072-898-4173